

前橋市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に、6月においては100分の157.5、12月においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 省略</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に、6月においては100分の157.5、12月においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。 3 省略</p>

前橋市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後
<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。 3 省略</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月においては100分の157.5、12月においては100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 省略</p>

前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、退職し、除名され、又は死亡した日現在)において、それぞれ議員の受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に、6月においては100分の157.5、12月においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は市議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は市議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 3 省略</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、退職し、除名され、又は死亡した日現在)において、それぞれ議員の受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に、6月においては100分の157.5、12月においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は市議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は市議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 3 省略</p>

前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

第4条関係改正案	第3条関係改正後
<p>(期末手当) 第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、退職し、除名され、又は死亡した日現在)において、それぞれ議員の受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は市議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は市議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>3 省略</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職し、退職し、除名され、又は死亡した日現在)において、それぞれ議員の受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の45を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月においては100分の157.5、12月においては100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は市議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は市議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>3 省略</p>